【平成20年6月6日府令第36号改正後】

（有価証券信託受益証券）

**第一条の二**　令第二条の三第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　当該有価証券信託受益証券に係る信託財産に受託有価証券及び当該受託有価証券に係る受取配当金、利息その他の給付金以外の財産が含まれないこと。

二　当該有価証券信託受益証券に係る受託有価証券が同一種類の有価証券（有価証券の発行者が同一で、定義府令第十二条第一項各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める事項が同一である有価証券をいい、次に掲げるすべての要件を満たすものを除く。）であること。

イ　受託有価証券の発行者に適用される法令若しくは当該発行者の定款若しくは寄附行為その他これらに準ずるもの又は当該発行者の決定により受託者が受託有価証券の所有者として当該発行者が発行する有価証券の割当てを受ける権利の対象となる有価証券（ロにおいて「割当有価証券」という。）であること。

ロ　受益者による受託者に対する割当有価証券の引受けの申込みの指図に基づき、当該受益者のために当該受託者が信託財産として所有する有価証券であること。

三　各受益権の内容が、各受託有価証券に係る権利の内容に応じて均等であること。

四　受益権の内容に含まれる受託有価証券に係る権利の行使手続及び当該受託有価証券の発行者による当該受託有価証券に係る通知、報告その他書類の送付に関する手続の受託者に対する通知方法が規定されていること。

五　受託有価証券に係る権利の内容と異なる内容の受益権が発行されないこと。

【平成20年6月6日 府令第36号】 （改正なし）

【平成20年5月30日 府令第35号】 （改正なし）

【平成20年3月28日 府令第10号】 （改正なし）

【平成20年3月13日 府令第8号】 （改正なし）

【平成19年12月14日 府令第86号】 （改正なし）

【平成19年12月7日 府令第84号】 （改正なし）

【平成19年10月31日 府令第78号】 （改正なし）

【平成19年8月15日 府令第65号】

（改正後）

（有価証券信託受益証券）

**第一条の二**　令第二条の三第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　当該有価証券信託受益証券に係る信託財産に受託有価証券及び当該受託有価証券に係る受取配当金、利息その他の給付金以外の財産が含まれないこと。

二　当該有価証券信託受益証券に係る受託有価証券が同一種類の有価証券（有価証券の発行者が同一で、定義府令第十二条第一項各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める事項が同一である有価証券をいい、次に掲げるすべての要件を満たすものを除く。）であること。

イ　受託有価証券の発行者に適用される法令若しくは当該発行者の定款若しくは寄附行為その他これらに準ずるもの又は当該発行者の決定により受託者が受託有価証券の所有者として当該発行者が発行する有価証券の割当てを受ける権利の対象となる有価証券（ロにおいて「割当有価証券」という。）であること。

ロ　受益者による受託者に対する割当有価証券の引受けの申込みの指図に基づき、当該受益者のために当該受託者が信託財産として所有する有価証券であること。

三　各受益権の内容が、各受託有価証券に係る権利の内容に応じて均等であること。

四　受益権の内容に含まれる受託有価証券に係る権利の行使手続及び当該受託有価証券の発行者による当該受託有価証券に係る通知、報告その他書類の送付に関する手続の受託者に対する通知方法が規定されていること。

五　受託有価証券に係る権利の内容と異なる内容の受益権が発行されないこと。

（改正前）

（新設）